

玉川村除染実施計画

<第2版>

平成24年7月13日

玉 川 村

改正の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成24年2月10日	「玉川村除染計画 〈第1版〉」の策定	内閣府「除染に関する緊急実施基本方針」に基づく除染計画
平成24年7月13日	「玉川村除染実施計画 〈第2版〉」の策定	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく除染実施計画

※本除染実施計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」並びに環境省令に合わせた見直しや新技術の導入による見直しなど適宜改正を行います。

目 次

1	はじめに	1
2	村内における放射性物質の分布	1
3	除染の方針	2
	(1) 基本方針	2
	(2) 目標	2
	(3) 計画期間	2
	(4) 除染実施区域	2
	(5) 除染の実施者	3
	(6) 優先順位	3
4	除染の実施	4
	(1) 除染の方法	4
	(2) 除染のスケジュール	4
5	除去土壌等の処理	5
	(1) 除染土壌等の処理方針	5
	(2) 仮置場の設置及び管理方法	5
	(3) 仮置場ができるまでの措置	6
	(4) 除去土壌等の記録・保存	6
6	その他	6

1 はじめに

本村は、福島県の南部、石川郡の北部に位置し、阿武隈山地の西斜面の丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地に分かれ、緑豊かな自然環境に恵まれた村でした。

しかし、平成23年3月に起こった東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故により、村内にも大量の放射性物質が降り注ぎ、放射線量の測定当初は四辻新田地区、山小屋地区、北須釜地区などでは約0.4～0.5 $\mu\text{Sv/h}$ を観測しました。

測定当初よりも放射線量は下がってきているものの、健康への影響が心配され、特に小さな子どもは放射線量の影響を受けやすいと言われているため、やむなく県外に避難している家庭もあるなど、目に見えない放射能汚染により不安な生活を余儀なくされています。

このような状況の中で、村民の不安をできる限り早く取り除き、安心して生活できるようにするためには、放射性物質の早急な除染が不可欠であることから、除染実施計画を策定しました。

2 村内における放射性物質の分布

中通りの南に位置する本村は、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の土壌への沈着が主要な汚染となっており、標高の高い東部地区の放射線量が比較的高く、標高の低い西部地区は東部地区に比べると放射線量も低くなっています。

村内全域において、事故当初は放射性ヨウ素の汚染が大きな割合を占めていましたが、現在は放射性セシウムが主要な汚染原因となっています。

村内の空間線量率は、村の環境放射線モニタリング結果によると、次のとおりとなっています。

地 区	空間線量率の範囲
川 辺	0.16～0.33 $\mu\text{Sv/h}$
蒜 生	
小 高	
中	
岩 法 寺	
竜 崎	
南 須 釜	
北 須 釜	
吉	
山 小 屋	
四 辻 新 田	
山 新 田	

3 除染の方針

(1) 基本方針

本村は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を排除するため、村内全域を除染実施区域とします。

除染については、村が主体となって取り組みますが、除染作業を実施するためには、多くの人手と時間がかかることから、状況により、村民、行政区などの地域団体、関係団体にもご協力をお願いすることとします。

なお、除染作業以外の長期的な健康管理・風評被害などの放射線対策については、別に定める「玉川村復興計画（平成24年度策定予定）」により対応することとします。

(2) 目標

長期的に、村民の日常生活環境における空間線量率を村内全域で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下にします。

(3) 計画期間

計画期間は、平成24年2月から平成28年3月までの5箇年とし、重点期間を最初の2年とします。なお、経過を観察し追加除染が必要な場合は適宜見直しを図ります。

(4) 除染実施区域

文部科学省の航空機モニタリング結果及び村の環境放射線モニタリング結果から、除染実施区域は次のとおりとします。

地 区	空間線量率の範囲	平均空間線量率
川 辺	$0.16 \sim 0.28 \mu\text{Sv/h}$	$0.23 \mu\text{Sv/h}$
蒜 生	$0.17 \sim 0.26 \mu\text{Sv/h}$	$0.23 \mu\text{Sv/h}$
小 高	$0.21 \sim 0.27 \mu\text{Sv/h}$	$0.24 \mu\text{Sv/h}$
中	$0.20 \sim 0.26 \mu\text{Sv/h}$	$0.23 \mu\text{Sv/h}$
岩 法 寺	$0.21 \sim 0.33 \mu\text{Sv/h}$	$0.25 \mu\text{Sv/h}$
竜 崎	$0.20 \sim 0.27 \mu\text{Sv/h}$	$0.23 \mu\text{Sv/h}$
南 須 釜	$0.23 \sim 0.27 \mu\text{Sv/h}$	$0.25 \mu\text{Sv/h}$
北 須 釜	$0.24 \sim 0.28 \mu\text{Sv/h}$	$0.26 \mu\text{Sv/h}$
吉	$0.21 \sim 0.24 \mu\text{Sv/h}$	$0.23 \mu\text{Sv/h}$
山 小 屋	$0.25 \sim 0.30 \mu\text{Sv/h}$	$0.27 \mu\text{Sv/h}$
四 辻 新 田	航空機モニタリング結果による	
山 新 田	航空機モニタリング結果による	

計測日：平成24年 4月 17日～ 6月 11日 測定地点：地上1m

測定機：エネルギー補償型 γ 線用シンチレーションサーベイメータ(TCS-172B)

(5) 除染の実施者

村が除染を行います。村のみで除染を行うには相当の期間を要することから、行政区、PTAなどの地域団体、関係団体の他、村民の皆さんにもご協力をお願いします。

なお、国・県の管理する施設等における具体的な除染区域及び除染方法等については、今後国・県と相談し定めることとします。

(6) 優先順位

①優先地域

除染は、文部科学省の航空機モニタリング結果及び村の環境放射線モニタリング結果から、次の順位に従い実施します。

順位	地 区
1	北須釜、山小屋、四辻新田、山新田
2	岩法寺、南須釜
3	小高、中、吉
4	川辺、蒜生、竜崎

②優先対象

放射線量の影響を受けやすい子どもの生活空間（保育所、幼稚園、小・中学校、公共施設）を優先し、優先順位を次のように定め、効果的で効率的な除染を行います。

順位	除 染 対 象	詳 細
1	保育所、幼稚園、学校、それに付随する道路	保育所、幼稚園、小・中学校、通学路、側溝
2	公共施設	地区公民館、集会所、その他同等の施設
	公園	公園
3	住宅・宅地、それに付随する道路	住宅・宅地・生活路、側溝
	農地、牧草地、森林（生活圏）	農地、牧草地、森林（生活圏）
4	商業施設・工場	店舗、工場、その他同等の施設
	その他の道路	国道、県道、村道、公衆用道路
5	森林（生活圏以外）	森林（生活圏以外）※

※除染の実施については、国の方針が示された後に検討します。

4 除染の実施

(1) 除染の方法

除染は、原則として「除染関係ガイドライン(平成 23 年 12 月環境省第 1 版)」、福島県の定める除染対策事業交付金要綱(平成 23 年 23 環保第 2610 号)に示す方法により行います。除染方法の例は次のとおり。

除 染 対 象		除 染 方 法
生 活 圏	保育所、幼稚園、学校、公園	校庭の表土除去、客土、側溝等の清掃
	公共施設	屋上、壁面の清掃、拭取り、雨樋等の清掃、側溝等の清掃、落葉の除去、除草
	住宅・宅地、商業施設・工場	雨樋等の清掃、洗浄、枝葉の剪定、落葉の除去、除草、側溝等の清掃
	道路	散水車及び清掃車によるブラッシング、手作業によるブラシ洗浄、歩道洗浄、側溝等の清掃、除草
	街路樹など生活圏の樹木	枝葉の剪定、枝打ち 落ち葉の除去、除草
森林（生活圏）		枝葉の剪定、枝打ち 落ち葉の除去、除草
農地		反転耕、深耕、土壌改良資材等の散布
牧草地		深耕プラウ等による鋤込み、土壌改良資材等の散布 除去した永年性牧草の播種

※庭土の表土除去、屋根の高圧洗浄、耕起されていない農地の表土除去や水による土壌攪拌・除去は、必要に応じて合理的な範囲で実施します。

(2) 除染のスケジュール

除染対象ごとの除染スケジュールは次のとおりです。

除染対象	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
保育所、幼稚園、学校それに付随する道路	全地区で調査測定、除染実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適宜対応します。			

公共施設	全地区で調査測定を実施、除染を実施	除染を実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適宜対応します。
公園	全地区で調査測定を実施	除染を実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適宜対応します。
住宅・宅地、それに付随する道路、商業施設・工場、その他の道路農地、牧草地、森林（生活圏）	全地区で調査測定を実施	除染を実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適宜対応します。
森林(生活圏以外)	国の方針が示された後実施		

5 除去土壌等の処理

(1) 除染土壌等の処理方針

除染に伴って生ずる除去土壌等については、国が設置する中間貯蔵施設が完成するまでの間（3年程度）、暫定的に村が設置する仮置場に運搬・保管します。仮置場は、平成24年度に1～2か所設置します。

なお、除去土壌の収集・運搬に関しては、環境省の「除染関係ガイドライン」の第3編に基づいて実施します。

(2) 仮置場の設置及び管理方法

仮置場は2次汚染を起こさないように、前述の「除染関係ガイドライン」第4編に基づき、次の措置を講じます。

a 地上保管する場合

- ①汚水が浸透しないように底面に遮水シートを敷く。
- ②除去土壌等はフレキシブルコンテナバッグで梱包して遮水シートの上に配置する。
- ③覆土をして遮蔽し、雨水侵入防止のために遮水シートで覆う。
- ④除去土壌等に有機物が含まれている場合には、ガス抜き孔の設置等によりガスの蓄積を防止できる構造とする。
- ⑤仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水については放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、その結果について速やかに公表する。

b 地下保管する場合

- ① 帯水層に達しないように注意し、除去土壌等を仮置きするための穴をあける。
- ②汚水が地下に浸透しないように穴の底面及び側面に遮水シートを敷設する。
- ③除去土壌等はフレキシブルコンテナバッグで梱包して遮水シートの上に配置する。
- ④覆土をして遮蔽し、雨水侵入防止のために遮水シートで覆う。
- ⑤除去土壌等に有機物が含まれている場合には、ガス抜き孔の設置等によりガスの蓄積を防止できる構造とする。
- ⑥仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回以上、地下水については放射性セシウムの濃度を月1回以上測定し、その結果について速やかに公表する。

仮置場は村民に不安を与えないように、住家から距離を置く等できる限り生活環境に影響を与えない場所を選定し、設置します。

(3) 仮置場ができるまでの措置

原則として、住宅、宅地、公共施設、学校等で発生した除去土壌等は、その敷地内で、通路、側溝等の除染により発生した除去土壌等は、「除染関係ガイドライン」に基づく方法により、各地区の公民館、集会所等で一時保管をお願いします。

仮置場はできる限り早急に設置し、設置後は速やかに現場保管場所や一時保管場所から搬出します。

(4) 除去土壌等の記録・保存

放射線量や保管中の除去土壌の量(フレキシブルコンテナバッグの数)、収集者や保管者の氏名等を記録し、仮置場を閉鎖するまで保存します。なお、これらの記録を、環境省令で定められる期間、保存します。

6 その他

本除染実施計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」に関連し、環境省令に合わせた見直しや、新技術の導入による見直しなど適宜改正を行います。

また、計画の効率的かつ円滑な実施のため、関係者による協議会の設置を検討します。

さらに、本除染実施計画により除染を行った地域及び施設については、除染終了後も継続的にモニタリングを実施します。